

セーフティネット住宅で見守りサービスを始めてみませんか？ ～見守りサービス事業者を募集します！～

横浜市では、単身高齢者の民間賃貸住宅への入居促進及び居住支援の充実化を図るため、セーフティネット住宅へ入居した単身高齢者が利用する見守りサービスの利用料を補助する「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」を実施します。

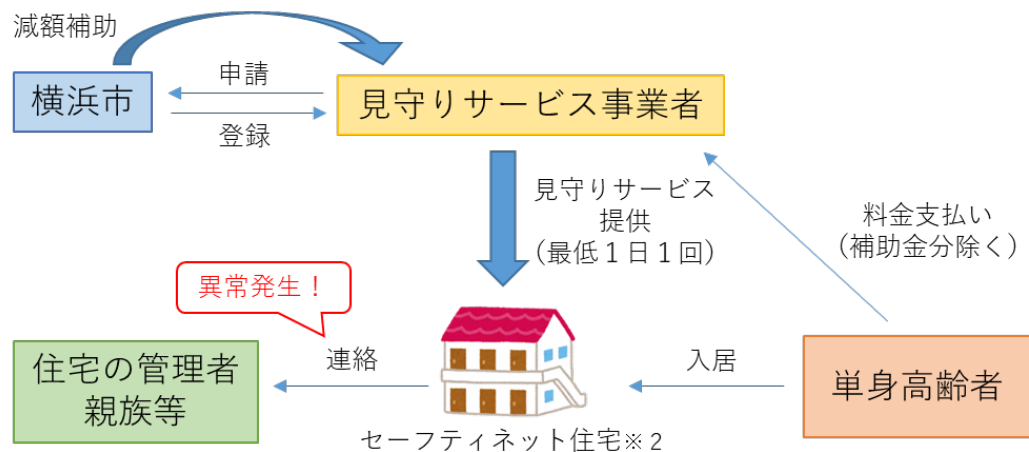
ついては、本事業に参加する見守りサービス事業者を募集します。

1 「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」について

セーフティネット住宅に入居する単身高齢者を対象に「簡単・安心・安価」な見守りサービスを提供する見守りサービス事業者に対し、横浜市がサービス利用料の一部を補助する事業です。

(1) 実施期間：令和2年12月1日から令和4年3月31日まで（予定）※1

(2) 事業の仕組み



※1 令和3年度の実施については、令和3年度予算が横浜市会において議決されることが条件となります。

※2 セーフティネット住宅とは、高齢者や子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として横浜市に登録された民間賃貸住宅のことです。

(3) 対象となる見守りサービス

ア 簡単

- ・IoT等の技術を活用し、リズムやセンサー等の方法で入居者に負担なく見守りを行うこと
- ・機器の設置や初期設定が簡単で、速やかに利用できること
- ・電池交換等のメンテナンスの負担が少ないこと

イ 安心

- ・最低1日1回見守りを行うこと
- ・異常があった際に、電話やメール等の方法で住宅の管理者、親族等に必ず連絡がいくこと

ウ 安価

- ・安心して継続的に利用できる料金であること
(初期費用：10,000円（税抜）以下、月額費用2,000円／月（税抜）以下)

※それぞれの費用の半額を補助します。

2 事業者募集について

補助を受けるためには、事前に見守りサービス事業者が横浜市での登録を受ける必要があります。

(1) 登録募集期間

令和2年12月1日から随時募集

(2) 登録要件

- ・対象となる見守りサービスを提供する事業者であること
- ・住宅の管理者に対し、モデル事業の概要について説明を行うとともに、セーフティネット住宅として登録するよう働きかけを行うこと
- ・必要に応じて、住宅の管理者が行うセーフティネット住宅への登録のサポートを行うこと
- ・単身高齢者の入居が促進されるよう見守りサービス付き住宅としてPRすること
- ・本事業に係るアンケートやレポートの作成依頼等へ協力すること

(3) 事業者募集に関する問合せ先

建築局住宅部住宅政策課 電話：045-671-4121

3 補助内容

見守りサービス事業者に対し、見守りサービスの利用に係る初期費用及び月額費用の減額補助を行います。

	初期費用	月額費用
補助対象経費	見守りサービス機器の導入に係る工事費や登録料等	見守りサービスの利用に係る月額費用
補助率	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
補助上限額	5,000円/戸	1,000円/月・戸
補助期間		事業実施期間内
補助対象戸数	令和2年度：50戸 令和3年度分については、令和3年度予算が横浜市会において議決され次第、別途お知らせします。	

詳細は市ホームページをご覧ください。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safety-mimamori.html>

4 モデル事業実施後の展開について

モデル事業の効果検証を行うため、見守りサービス事業者には、住宅の管理者及び入居者に対し、アンケート等による調査を実施していただきます。この調査結果を踏まえ、本格実施に向けて検討を進めていきます。

お問合せ先

建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917